

岡山市事業継続支援金Q & A

(第3版)

令和2年6月26日

Q 1 個人事業主の場合、申請者住所は何を記載すればよいか。

A 1 個人事業主の場合は、代表者の居住地住所を記載してください。

Q 2 中小企業者と小規模事業者の違いは。（何を基に支給額が決まるのか。）

A 2 業種、資本の額等及び常時使用する従業員の数に基づいて分類されます。
詳しくは、事業継続支援金チラシの裏面をご確認ください。

Q 3 小規模事業者の定義は。また、中小企業者の定義は。

A 3 事業継続支援金チラシの裏面に記載する小規模事業者の表の要件に該当する場合は、小規模事業者となります。それを超えて、中小企業者の表に該当する場合は、中小企業者となります。
なお、個人事業主についても同様の要件で分類することになります。

Q 4 事業継続支援金チラシの裏面に記載してある中小企業者の要件は、資本の額等と常時使用する従業員の数の両方を満たす必要があるのか。

A 4 中小企業者の要件として業務分類ごとに記載している資本金の額等及び常時使用する従業員の数については、どちらかに該当する場合は中小企業者となります。
なお、個人事業主についても同様の要件で分類することになります。

Q 5 主たる事業所とは。

A 5 法人の場合は、登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置付けている店舗。個人事業主の場合、本社と位置づけている事業所（店舗等）になります。

Q 6 個人事業主の場合、代表者の住民登録は岡山市であることが必要か。

A 6 個人事業主の場合は、代表者の住民登録が岡山市外であっても、主たる事業所（店舗等）が市内に在れば支給対象となります。

Q 7 個人事業主で岡山市と他都市に飲食店を営んでおり、両店舗の規模や売上に差がない場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか。

A 7 個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所（店舗等）が主たる事業所になります。したがって、当該事業所の所在地が岡山市内であれば本支援金の申請をしていただくことができます。

Q 8 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。

A 8 申請は、法人又は個人事業主単位で認められるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 9 支給対象とならない事業が含まれる場合、支給対象となる事業のみをもって申請することはできるのか。

A 9 一つの法人等において営まれる事業に支給対象とならない事業を含む場合、当該法人等は申請することはできません。ただし、農林漁業者の場合で、収入の一部に系統出荷による収入がある場合を除きます。

Q 10 当該支援金は、いわゆるフリーランスや副業者も対象になるのか。

A 10 税務署に開業届を提出している個人事業主が対象となります。

Q 11 常時使用する従業員の定義は。

以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員
* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1) 日々雇入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者

(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。)

(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

A 11 ※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q 1 2 複数の事業（業種）を営んでいる場合は、どうやって業種を分類するのか。

A 1 2 1つの事業所において複数の事業を営んでいる場合は、主たる事業が該当する業種を選択してください。なお、主たる事業とは、売上高や利益の最も大きい事業を言います。

Q 1 3 モノ（機械部品・食品等）を製造して販売している場合、どの業種になるのか。

以下の例を参考に業種を判断する。
例①：事業者が製造したモノを卸している場合
⇒ 製造業
A 1 3 例②：店舗を介さず、通信販売等により直接消費者に販売している場合
⇒ 製造業
例③：製造場所と同じ場所にある販売施設で消費者に販売している場合
⇒ 小売業

Q 1 4 モノ（機械部品・食品等）を加工して販売している場合、どの業種になるのか。

販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業または小売業に分類されます。
A 1 4 ただし、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。
例①：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す場合
例②：魚をさしみや切り身にして卸す場合

Q 1 5 売上高の減少を確認するための証拠書類はどのようなものを提出すればよいか。

令和2年2月から6月までで売上高が減少しているとして選んだ月（以下、「対象とする月」）の売上を確認する書類としては、売上台帳（もしくは試算表）の写し。
前年同月の売上を確認書類としては、
【個人事業主の場合】
青色申告の場合・・・平成31年（令和元年）分の確定申告書第一表の写し及び
A 1 5 所得税青色申告決算書の写し（前年の売上高が記載された部分）
白色申告の場合・・・平成31年（令和元年）分の確定申告書第一表の写し
【法人の場合】
直近の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書（月別売上高が記載のもの）の写し

Q 1 6 確定申告を行っていない等の理由により確定申告書の写しが添付できない場合、前年同月の売上を売上台帳（もしくは試算表）で代替することができるか。

A 1 6 確定申告書の写しの添付は必須です。確定申告をしていないことを理由に前年売上の確認を他の書類で代替することは認められません。

Q 1 7 青色申告を行っている場合で、所得税青色申告決算書を提出しなかった場合はどうなるのか。

A 1 7 青色申告を行っている場合で、所得税青色申告決算書の提出がない場合は、白色申告を行っている方等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

Q 1 8 法人で、事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、自己都合以外の相当の事由により対象月の直近の事業年度の確定申告書類の写しが提出できない場合、前年同月の売上を確認する書類としてどのような書類を添付すればよいか。

A 1 8 2事業年度前の確定申告確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書（月別売上高が記載のもの）の写しを提出してください。

Q 1 9 セーフティネット4号認定書を売上高を証明する書類の写しの代用で使いたいですが、当該認定書の有効期間が過ぎたものは使えないのか。

A 1 9 本支援金については、有効期間を過ぎた認定書でも使用することができます。また、セーフティネット4号認定書以外の市が発行した危機関連保証に係る認定書等でも減収率が20%以上であれば使用することができます。ただし、どちらの場合も認定書の減収対象月が2月～6月までのものに限りません。

Q 2 0 支店が複数ある場合で、一部の支店が要件を充たした場合は対象になるのか。

A 2 0 本支援金の対象は法人又は個人事業主の全体売上で比較することになります。

Q 2 1 創業後1年を経過しておらず、前年の売上高と比較できない場合、申請可能か。

認定を可能とする。
業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、原則として以下のいずれかの基準をもって認定をして差し支えない。
①対象とする月の売上高が、その月を含む過去3か月の平均売上高と比較して20%以上減少していることを確認する。
A 2 1 例えば、3月を1か月の売上高とする場合、3月の売上高とその月を含む過去3か月（1月、2月、3月）の平均売上高を比較することになる。
②対象とする月と令和元年12月の売上高と比較して20%以上減少していることを確認する。
③対象とする月と令和元年10月から12月の平均売上高と比較して20%以上減少していることを確認する。

Q 2 2 複数回受給することは可能か。

A 2 2 複数回の受給はできません。

Q 2 3 支援金は、課税の対象になるのか。

A 2 3 現時点において、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

Q 2 4 岡山市の事業継続支援金は、国の持続化給付金や岡山市の事業向上補助金と併給は可能か。

A 2 4 併給は可能です。

Q 2 5 他都市の支援金等と岡山市の事業継続支援金を併給することは可能か。

A 2 5 岡山市事業継続支援金は、支給要件を満たせば、他の支援金等の受給に関わらず、受給可能です。他の支援金等が、岡山市の支援金・補助金と併給可能かについては、制度を運用する自治体等にご確認ください。

Q 2 6 支給対象となりうる者中、ただし書にて対象外と記載されている「射幸心をそそるおそれがあること又は公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれのあるもの、公的な支援を行うことが適当でない認められるもの」の具体的な業種は？

A 2 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）、同条第6項～第10項に規定する「性風俗関連特殊営業」と当該営業に係る同条第13項に規定する「接客業業務受託営業」を行う者

Q 2 7 所得税がかかっていない又は少額のため確定申告が必要ない事業者は確定申告書が添付できないが、その場合の添付書類は？

A 2 7 開業届、納税証明書、市県民税申告書を添付してください。審査の上書類の追加が必要になる場合があります。

Q 2 8 農業を営んでおり、系統出荷以外の事業も行い、開業届も提出しているが、確定申告書の記載が農業収入のみに計上されている。認定可能か？

A 2 8 認定可能です。系統出荷かどうか分かる売上台帳等を添付してください。

Q 2 9 いわゆる「みなし大企業」は対象となるか？

対象になりません。なお、みなし大企業の要件は以下のとおりです。

- ①発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している
中小企業・小規模事業者等
- A 2 9 ②発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者